

訪問型サービス事業所管理者様
通所型サービス事業所管理者様
居宅介護支援事業所管理者様
市内各地域包括支援センター管理者様

豊中市福祉部長寿社会政策課長

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正について（通知）

日頃から本市の介護保険行政の推進に、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）の一部改正等を踏まえ、豊中市が行う介護保険法第 115 条の 45 第 1 項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、必要な事項等の一部を改正した要綱を市ホームページに掲載しましたのでお知らせします。市内各事業所様におかれましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

また、令和 6 年 4 月からの要綱改正に対応したサービスコード表を市ホームページに掲載しましたので、併せてお知らせします。

記

1. 改正内容の概要

介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）の一部改正等を踏まえ、豊中市が行う介護保険法第 115 条の 45 第 1 項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関し、必要な事項等の一部を改正するものです。

2. 令和 6 年 4 月からの要綱改正に対応したサービスコード表の掲載場所

市ホームページ→健康・福祉・医療→介護保険・高齢者福祉→介護保険→介護予防・日常生活支援総合事業

3. 令和 6 年 4 月からの要綱改正に対応した単位数マスタ（確定版）については、令和 6 年 4 月中旬ごろホームページに掲載を予定しております。

<お問い合わせ>
豊中市 福祉部
長寿社会政策課 計画推進係
TEL：06-6858-2837 FAX：06-6858-3146
Mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp